

基本的人権を守るために

人権擁護委員の活動

基本的人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらに持っている権利です。

しかし、人間がはじめからこのような権利を持っていたわけではなく、私たちの祖先が多年にわたって努力を積み重ねたことによって獲得した貴重な財産なのです。

憲法第97条に、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、過去幾多の試練に堪え」と述べられているのも、このことを意味しています。

したがって、この貴重な権利を失うことのないように絶えず守り育てていかなければなりません。そのためには国民一人ひとりが人権意識を身につけ、いっそう努力を続けなければなりません。

現代社会と人権課題

社会の国際化や女性の社会進出などに伴って、働く女性、外国人の居住者や労働者は年々増加しています。また、高齢化が進み、平成27(2015)年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者になるといわれています。こうした社会的な変化とともに、女性や外国人に対する差別や、高齢者に対する虐待などが社会問題として取り上げられるようになりました。

また、同和問題をはじめ、学校や職場での「いじめ」、障害のある人に対する不当な扱い、インターネットやメールによる悪意の書き込み・誹謗中傷など、依然として人

権侵犯事象の発生も跡を絶たない状況にあります。

国連では、平成7(1995)年から10年間を「人権教育のための国連10年」とし、世界各国に取組みを求め、我が国もそれに関する国内行動計画を策定するなど、人権教育・啓発を推進してきました。平成12(2000)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、この法律に基づき本市でも「人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

人権擁護委員は、みんなの街の相談パートナー

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、地域の中で人権思想を広め、市民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくためには、さまざまな分野の人たちが関わることで望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例を見ない制度です。現在、約1万4千人の人権擁護委員が全国の市町村に配置され、積極的な活動を行っています。本市では、7人の方が活動されています。

人権擁護委員の活動内容

人権相談

法務局の人権相談所や、毎月第3金曜日には小郡市人権教育啓発センターで、特設人権相談を開設して相談に応じています。お気軽にご相談ください。(6月の特設人権相談は、6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせて行われました。)

女性の人権ホットライン  
専用☎0570・070・810

ドメスティック・バイオレンスやセクハラ、ストーカー行為などの女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じています。

子どもの人権110番  
専用☎0120・007・110

「いじめ」や児童虐待など、子どもをめぐる人権問題を専門に扱い、子どもたちから出されるSOSのサインや地域からの情報をキャッチし、解決に導くために法務局に設置しています。

また、電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した、手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター」も実施しています。

啓発活動

①「人権の花」運動  
ひまわりの種を学校に配布し、栽培をお願いしています。



▲「人権の花」運動で、ひまわりの種をつけた風船を飛ばしました

ひまわりを育てることによって、協力することやいのちの大切さを学び、「相手への思いやり」の心をはぐくみ、人権に対する理解を深め情操を豊かにすることを目的としています。

②全国中学生人権作文コンテスト

中学生が人権問題についての作文を書くことを通じ、豊かな人権感覚を身につけることを目的として昭和56(1981)年から実施しています。

③人権教室

主に小学生、幼稚園児などを対象に、人権の花運動における学校訪問や総合的な学

習の時間等を利用して、啓発ビデオの上映、冊子、種をまこうの朗読、人権擁護委員手作りの紙芝居上演などを行っています。

④人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民のみなさんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかけています。

⑤人権週間

国際連合の第5回総会で、世界人権宣言が採択された日の12月10日が「世界人権デー」と定められました。日本では12月4日から12月10日までを「人権週間」と定め、広く国民の皆さんに人権尊重の大切さを呼びかけています。

人権侵害による被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告等を受けて、救済手続きを開始します。人権擁護委員は、法務局職員と協力して、情報の収集、人権侵害事件の調査、処理に当たります。また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し、事案の円満な解決を図ることも行います。

問い合わせ先

人権・同和对策課

☎72・2111 内線432

小郡市人権教育啓発センター

☎80・1080

福岡法務局久留米支局

久留米人権擁護委員協議会

☎39・2121

